

速報重要判例解説

【No.2004-006】

親族間の財貨の移動と贈与の認定

【文献番号】	(付番中)
【文献種別】	判決/津地方裁判所(第一審)
【判決年月日】	平成15年12月 4日
【事件番号】	平成14年(行ウ)第12号
【事件名】	贈与税決定処分取消請求事件
【裁判結果】	棄却
【裁判官】	内田計一 後藤隆 後藤誠
【参照法令】	相続税法1条の2, 2条の2

〈本件判決についての解説〉

1. 事実の概要

- (1) Aは、平成 年 月 日に死亡した。
Aの相続人は、妻のB、長男の原告X、長女のC、二女のD、三女のE、四女のF、養子で原告の妻のG、養子で原告の長男のH、養子で原告の二男のIの9名である。
- (2) 相続人らにおいて、平成10年10月21日、B、原告及びHが相続財産を現物分割し、原告がC、D、E及びFの4名(以下「Cら」という。)に各2000万円の代償金を支払うとの内容の遺産分割協議が成立し、これに従った相続税の申告及び納税がなされた。
- (3) 原告は、平成10年に、Hから3000万円、Bから1452万2563円、Gから1000万円を受け取った。また、原告は、平成11年に、Bとの間で資金移動をし、同人から差し引き3430万円を受け取った。
- (4) 原告は、平成10年10月14日、Hから受け取った3400万円に自己資金1000万円を加えた4400万円の内金2500万円を大阪府在住の知人Jに、内金1500万円をKに手渡し、両名に、原告名義の預金口座に振り込むよう依頼した。
Jは平成10年10月15日に2500万円を、Kは同月19日に1500万円を、それぞれ原告名義の預金口座に振り込んだ。
- (5) 原告は、本件代償金として、Cらに対し、平成10年10月22日に各323万3100円、同月23日に各1000万円、同年12月19日に各250万円、平成11年9月27日に各426万6900円の合計各2000万円を支払った。
- (6) 地方法務局所属公証人Lは、平成12年1月19日、以下の債権者、債務者の依頼により、次のとおり、4通の金銭消費貸借契約公正証書を作成した。
ア Bは、平成10年10月10日、有限会社A商店に対し、5700万円を貸し付けた。
A商店は、Bに対し、4年間据置き元利均等割賦償還により、平成14年10月から平成26年9月まで、毎月10日限り51万9338円(初回は51万9398円)を分割して弁済する。
利息は年率3パーセント、遅延損害金は年率6パーセントとする。
イ Gは、平成10年12月11日、A商店に対し、1000万円を貸し付けた。
A商店は、Gに対し、16年間据置き元利均等割賦償還により、平成26年12月から平成41年12月まで、毎月11日限り9万5724円(初回は9万5874円)を分割して弁済する。
利息は年率3パーセント、遅延損害金は年率6パーセントとする。
ウ Hは、平成10年10月9日、A商店に対し、4600万円を貸し付けた。
A商店は、Hに対し、16年間据置き元利均等割賦償還により、平成26年10月から平成41年10月まで、毎月10日限り44万0333円(初回は57万0553円)を分割して弁済する。
利息は年率3パーセント、遅延損害金は年率6パーセントとする。
エ A商店は、平成10年10月9日、原告に対し、8000万円を貸し付けることを約し、同月23日に5293万2400円、同年12月19日に1000万円、平成11年9月27日に1706万7600円を受け取った。

原告は、A商店に対し、元利均等割賦償還により、平成14年10月から平成32年9月まで、毎月23日限り50万0457円（初回は50万0866円）を分割して弁済する。

利息は年率3パーセント、遅延損害金は年率6パーセントとする。

(7) 被告Y税務署長は、本件取引が贈与に当たるとして、平成12年7月4日、贈与税の決定処分等をした。

ア 平成10年分

(ア) 贈与等により取得した財産の価額 5452万2563円

後記aないしcの合計額

a G名義のS銀行S1支店口座から平成10年12月11日に払い出された金額 1000万円

b H名義のT銀行T1支店から平成10年10月14日に払い出された金額 3000万円

c B名義のU銀行U1駅前支店から平成10年10月22日に払い出された1452万2563円

(イ) 納付すべき税額 2914万9300円

(ウ) 無申告加算税 157万5000円

(エ) 重加算税の額 745万6000円

イ 平成11年分

(ア) 贈与等により取得した財産の価額 3430万円

後記aからbを控除した金額

a B名義のU銀行U2支店及びU3支店口座から、平成11年、原告名義のV銀行V1支店及びV2支店、U銀行U1支店に振り替えられた金額合計 7880万円

b 原告名義のV銀行V1支店及びV2支店、U銀行U1支店から、平成11年、B名義のU銀行U2支店及びU3支店口座に振り替えられた金額合計 4450万円

(イ) 納付すべき税額 1632万円

(ウ) 無申告加算税 244万8000円

(8) 原告は、上記(7)の課税処分の全部取消しを求めて、不服申立てを經由した後、本件取消訴訟を提起した。

2. 判決の要旨

(1) 相続税法1条の2に定める贈与税の課税原因となる贈与は、贈与者の贈与の意思表示に対して受贈者がこれを受諾することによって成立する契約であるが、一般に妻子等自己と極めて親密な身分関係にある者の間で財貨の移動があった場合、これが租税回避の手段としてされることが少なくない。そのため、贈与税の課税に当たっては実質課税の原則に則り、実質に着目して行われるべきである。したがって、親族間で財産的利益の付与がされた場合には、後にその利益と同等の価値が現実に返還されるか又は将来返還されることが極めて確実である等（若しくは、名義上の利益付与等）特別の事情が存在しない限り、贈与であると認めるのが相当である。

(2) 本件において、Xに対し、平成10年中に母から1452万円余、妻から1000万円、子から3000万円の資金移動があり、平成11年中に母から3430万円の資金移動があった事実が認められるところ、[1]本件の資金移動の際に金銭消費貸借契約書は作成されておらず、返済期限も定められていなかったこと、[2]母、妻及び子はXに対して返済を催告したり、訴訟を提起するなど返還を求める具体的な行動を起こしておらず、Xは母らに金銭を返還していないこと、[3]P税理士の作成したBの相続税申告書には、Xに対して3430万円の生前贈与がされたとの記載があること、子から金銭を受け取るに当たって、競売物件の仲介業を営み多額の金銭を貸し付けても不自然ではなく疑われにくい知人2名からの借入れがあったように偽装していること、母らからXへの資金提供であるにもかかわらず、A商店とX、A商店と母らという真実に反する不自然な公正証書を作成し、税務当局に対し取引の実態を殊更に糊塗しようとしていることなどの諸事情に鑑みれば、本件取引は贈与であると認めるべきである。

(3) Xが子から贈与を受けた3000万円について、いったん現金で受領したにもかかわらず、この現金を知人Jについてはそのまま、知人Kについてはいったん同人名義預金とした後、それぞれの名義でX名義の銀行口座に振り込むよう依頼し、両名からの借入金に仮装したこと、相続税調査時において調査担当者に対して、大阪の知人からの借入

金であるとの虚偽の答弁をしていることからすると、贈与の事実を隠ぺいする目的であったといわざるを得ない。そして、Xは、平成10年分の贈与税の申告書を提出していないのであるから、これにつき重加算税を賦課したことは適法である。

- 請求棄却 -

3. 本件判決についてのコメント

本件判決に賛成する。

(1) 本件は、贈与の事実認定に関する事案である。

「贈与八当事者ノ一方力自己ノ財産ヲ無償ニテ相手方ニ与フル意思ヲ表示シ相手方が受諾ヲ為スニ因リテ其効力ヲ生ズ」る諾成・片務・不要式の契約である(民法549条)。

現代の合理的な交換経済社会では、無償で他人に財産を与えることは稀である。慈善・宗教・学術などの公益目的に寄附をする例が見られるほかは、多くは、近親者間における財貨の移転がその例である。しかも、父母に扶養されてきた子が結婚するなどして独立の生計を営む機会に、その独立資金として与えるといった講学上の理念型ばかりでなく、税務の分野では、贈与は、実際上の困難の多い領域である。贈与に関する課税関係を大まかに整理しておく、次のようになる。

ア 個人間の贈与の場合：受贈者に対して贈与税が課される。

贈与の目的財産が、譲渡所得の基因となる資産(土地など)である場合には、贈与者において譲渡所得課税が生じる。

贈与者側の財産の減少は、原則として必要経費に当たらない。

イ 個人からの法人に対する贈与の場合：受贈者・法人に受贈益が生じる。

ただし、それが法人の清算・会社更生・民事再生において生じた私財提供とみられるときは、法人税法59条の特例の適用がある。

贈与の目的財産が、譲渡所得の基因となる資産(土地など)である場合には、贈与者において譲渡所得課税が生じる。

贈与者側の財産の減少は、原則として必要経費に当たらない。

ウ 法人からの個人に対する贈与：受贈者において一時所得が発生する。ただし、役員や株主に対する無償の利益供与は、役員賞与(給与所得)や隠れたる利益配当(配当所得)とされる。

贈与者・法人の財産の減少は、寄附金(法人税法37条)として損金不算入となる。役員賞与や利益配当も、損金に算入されない。

エ 法人間の贈与：受贈者・法人に受贈益が生じる。

ただし、それが法人の清算・会社更生・民事再生において生じた私財提供とみられるときは、法人税法59条の特例の適用がある。

贈与者・法人の財産の減少は、原則として、寄附金(法人税法37条)として損金不算入となる。

(2) 本稿では、個人間の贈与を採り上げる。

本件判決の認定した贈与の事実関係を税務調査の過程を追って整理すると、次のとおりである。

ア 亡Aの相続人は、9名であるが、このうちB(Aの妻・Xの母)、X、G(Aの養子・Xの妻)、HとI(いずれもAの養子・Xの子)は、Xと生計を一にし、家産の維持に関してはXと利害を共通にしているとみられる。その他のC、D、E、F(いずれもAの娘・Xの姉妹)は、他家に嫁いでいたものと想定される。

イ このため、亡Aの遺産は、B、X、Hにおいて現物分割し、C、D、E、Fには各2000万円の代償金(注)を支払うとの内容の遺産分割協議が成立した。Xは、有限会社A商店の事業を維持するため、言い換えると家産の現物の殆どを自己の支配下におくため、代償分割の方法を採ったとみられる。

ここに、Xには、総額8000万円の資金需要が発生した。

ウ Cらに対する代償金は、上記1の(5)のとおり、平成10年10月22日に各323万3100円、同月23日に各1000万円、同年12月19日に各250万円、平成11年9月27日に各426万6900円(合計各2000万円)が支払われた。

そこで、Xの支払った総額8000万円の資金源泉が問題となった。

エ 税務調査において、Xは、「本件代償金8000万円の出所は、一部他の相続人から出してもらったものもあるが、大阪の知人2名から1500万円と2500万円の合計4000万円を借り入れて調達した。これ以外の詳細については現時点では答えられない。」と述べた。

しかし、大阪の知人からの借入れというのは虚構であることが判明した。

その真相は、上記1の(4)のとおりであった。

オ 税務調査において、上記1の(7)ア(ア)及び1の(7)イ(ア)のような資金移動の事実が判明した。(これを整理すると、上記1の(3)のとおりである。)

なお、H及びGの出捐した資金は、H及びG名義の一時払損害保険契約に係る振替貸付制度の受入金であった。また、Bの出捐した資金は、Bが相続した預金を源泉とするなどB名義の預金口座から払い出されたものであった。

カ この事実に対して、Xが用意したのが、上記1の(6)に掲げたA商店との間の4通の金銭消費貸借契約公正証書である。

この証書は、税務調査の過程でXの弁解を裏付けるために作成されたものであって、A商店との間に、これに沿う資金の流れはなかったと認定されている。

キ また、Xは、この公正証書に係る陳述を補強するために、賃貸マンション建設に伴う住宅金融公庫からの資金借入れによって建設資金以上の額を調達できるから、その一部を債務の返済に充てられる見込みがある旨陳述した。しかし、Xの借入希望額は建設に要する資金以上の額ではなかったことが認定されている。要するに、判示のこの部分は、Xの弁解に振り回された結果その虚構性を明らかにする事実認定であって、要証事実である贈与の成否に直接関係するものではない。

ク このような贈与が実行され、かつ、二重、三重の仮装手段が講じられるのは、A家の財産が實際上家長であるXの意のままに操作されていることを意味している。

(3) 判旨(1)は、税務の問題としての贈与の事実認定の基準を述べたものである。すなわち、近親者間で財貨の移転があった場合、その利益が現に返還されるか、又は確実に返還される見通しがない限り、贈与があったものと推認できるというものである。

このような基準は、税務当局側の便宜を考慮したものとの批判が生じやすい。

しかし、贈与が近親者間の取引であること、贈与は債権契約であるといいながら、その実行以前に書面が作成されることは極めて稀であり、現実贈与が多いこと、税務に関する限りにおいて、贈与者と受贈者との間に利害の対立がないこと、贈与は、相続税の課税財産を侵食するものであるが、そのことが相続対策の名の下に許容されとの意識ないし風潮があること、そして、贈与税は相続税を補完する税として、相続税よりも税率の累進度が高いのであるが、税負担を回避するため、あるいは他の推定相続人に知られたくないという意識から、内密裡に行われることが多いこと、財産の帰属の認定において名義の持つ意義が大きいことなどの特質がある。このような事情を考慮すれば、判旨の合理性は、優に認められるというべきである。

(4) 判旨(3)は、重加算税の賦課に関するものである。虚構の外形的事実を作出したことが、課税原因である贈与の事実を隠ぺいするための仮装手段に該当するとの判断は、十分首肯できるものと考えらる。

(注) 家事審判規則109条は、「家庭裁判所は、特別の事由があると認めるときは、遺産の分割の方法として、共同相続人の一人又は数人に他の相続人に対し債務を負担させて、現物をもってする分割に代えることができる。」と規定しており、一般に代償分割と呼ばれる。

(平成16年2月23日)

著者：税理士 荻野 豊